

議案第43号

愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第126号）を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年9月1日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市八開農業管理センターを廃止するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第126号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例及び愛西市八開農業管理センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成28年愛西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

附則第2項中「この条例による改正後の各条例」を「改正後の愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）」に改める。

附則第3項中「及び愛西市八開農業管理センター」を削り、「この条例による改正前の各条例」を「改正前の愛西市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例」に、「当該センターの」を「当該」に、「この条例による改正後の各条例」を「新条例」に改める。